

公益財団法人東京都医療保健協会 研究活動に関する行動規範

公益財団法人東京都医療保健協会
理事長 飯田 修平

公益財団法人東京都医療保健協会医療の質向上研究所および練馬総合病院は、研究活動を実施するにあたり、研究の信頼性と公正性を確保することを目的として、研究者だけでなく事務職員も含めた研究活動に関わるすべての役職員（以下、「研究活動構成員」という。）に求められる行動規範をここに定める。

1（法令遵守）

研究活動構成員は、業務の遂行にあたり、関係法令、規程等を遵守しなければならない。

2（不正行為の禁止）

研究活動構成員は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用等の不正行為および研究費の不正使用ならびに不正行為への加担を厳に行ってはならない。また、研究データや資料等の適切な管理および保存により研究環境を整備し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をしなければならない。

3（不正行為看過の禁止）

研究活動構成員は、不正行為の存在を知った時、あるいは行われることを知った時は、これを看過してはならない。

4（自己研鑽）

研究活動構成員は、常に自己の能力や見識、職務における専門性の研鑽に努め、その質を高め、公平・中立・公共の立場から誠実に業務を遂行する。

5（差別の排除・ハラスメント禁止）

研究活動構成員は、業務の遂行にあたり、人種、性別、地位、職種、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。また、業務遂行上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。

6（相互理解）

研究活動構成員は、所属部門・職種・職位等の諸条件に阻まれることなく相互の理解に努め、当財団が一体となって円滑に公正・誠実な業務の遂行が行えるよう努める。

7（守秘義務）

研究活動構成員は、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知り得た個人情報の保護に努める。

8（利益相反）

研究活動構成員は、自らの研究、審査、評価、判断、助言等において、個人と組

織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分留意し、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

9（知的財産権等の侵害の禁止）

研究活動構成員は、他者の業績、研究成果、知的財産権を尊重し、これを侵してはならない。

平成 27 年 3 月 31 日制定

平成 27 年 3 月 31 日施行

平成 28 年 3 月 4 日改定